

歯科における医療DXについて

厚生労働省 政策統括官付
医療情報連携担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 電子カルテの普及について
2. 歯科情報について

1. 電子カルテの普及について
2. 歯科情報について

電子カルテの普及に関する政府目標

医療DXの推進に関する工程表(抜粋) (令和5年6月2日 医療DX推進本部)

✓遅くとも 2030 年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。

＜参考＞第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム

「目標達成に向け、オンプレ型で、かつ、カスタマイズしている現行の電子カルテから、いわゆるクラウドネイティブを基本とする廉価なものへと移行することを図」る。

2026年夏までに、電子カルテ／共有サービスの具体的な普及計画を策定する。

地域医療介護総合確保法 第12条の3第4項(抜粋) ※国会修正により追加された規定

第12条の3 (略)

4 政府は、令和12年12月31日までに、電子カルテの普及率(電子診療録等情報その他の心身の状況に関する記録に係る情報に係る電磁的記録を利用する体制を整備している医療機関の全ての医療機関に対する割合をいう。)が約百パーセントとなることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。

電子処方箋・電子カルテの目標設定等の概要

1. 電子処方箋の新目標

- 電子処方箋については、「概ね全国の医療機関・薬局に対し、2025年3月までに普及させる」※1こととしていた。
2025年6月時点で運用開始済の薬局は8割を超えており、薬局については今夏には概ね全ての薬局での導入が見込まれる。
一方、医療機関への導入は1割程度に留まる。
- 医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要であるため、**電子処方箋の新たな目標では、電子カルテ／共有サービスと一体的な導入を進めることとし、「患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」。**
歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

※1 医療DXの推進に関する工程表2023.6.2 医療DX推進本部

2. 電子カルテ／共有サービスの普及策

- 電子カルテについては、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」※1こととしている。この目標達成に向け、**オンプレ型で、かつ、カスタマイズしている現行の電子カルテから、いわゆるクラウドネイティブを基本とする廉価なものへと移行**することを図りつつ、
 - ① 電子カルテ導入済の医療機関※2には、次回更改時に、共有サービス／電子処方箋に対応するシステム改修等の実施、
 - ② 電子カルテ未導入の医療機関※2には、**共有サービス／電子処方箋に対応できる標準化された電子カルテの導入**を進める。

※2 医科診療所／病院が対象。歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

今後の主な対応方針

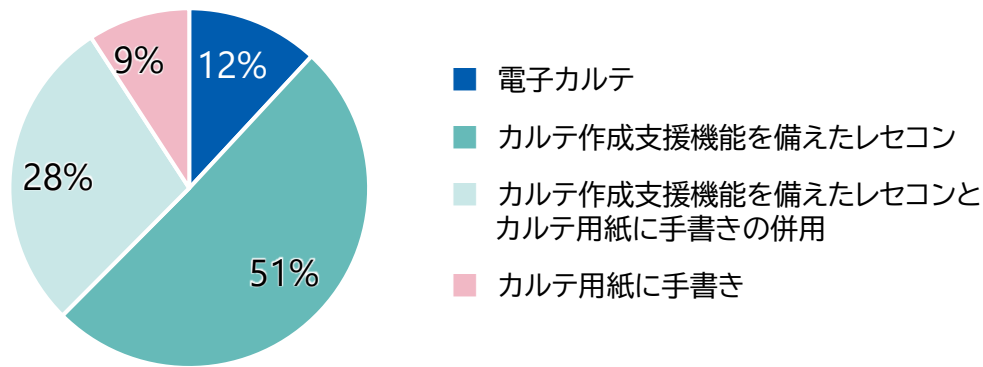
- 標準型電子カルテ（デジタル庁で開発中）について、本格運用の具体的内容を2025年度中に示した上で、**必要な支援策の具体化を検討**するとともに、**2026年度中目途の完成**を目指す。
- 併せて、標準型電子カルテの要件※3を参考として、**医科診療所向け電子カルテの標準仕様（基本要件）を2025年度中に策定**する。
※3 小規模な医療機関でも過度な負担なく導入が可能となるよう、①共有サービス・電子処方箋管理サービスへの対応、②ガバメントクラウドへの対応が可能となり、かつ、1つのシステムを複数の医療機関で共同利用することで廉価なサービス提供が可能となるマルチテナント方式（いわゆるSaaS型）のクラウド型サービスとする、③関係システムへの標準APIを搭載する、④データ引き継ぎが可能な互換性を確保すること等を要件とする方向。
- **2026年夏までに、電子カルテ／共有サービスの具体的な普及計画を策定**する。

歯科診療所における電子カルテシステムの導入状況

厚生労働省委託事業による調査

- 厚生労働省委託事業により実施したアンケート調査によると、電子カルテを導入している歯科診療所は12%。一方、カルテ作成支援機能を備えたレセコンを導入している歯科診療所は79%。カルテ作成支援機能を備えたレセコンが主流と言える。
- また、電子カルテ未導入の理由としては、「導入や運用にかかる費用が高い」こと等があげられている。

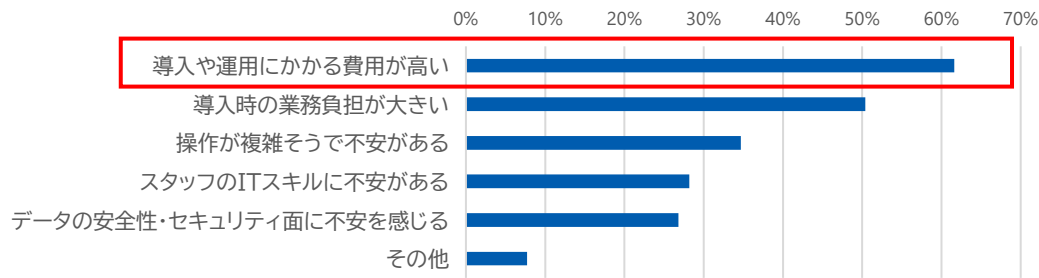
◆カルテ作成方法として電子カルテを利用している歯科診療所は12%、カルテ作成支援機能を備えたレセコンを利用している歯科診療所が79%



※「歯科電子カルテシステムの仕様の検討及び普及に向けた調査研究等一式」事業アンケート調査結果(実施期間：2026年7月21日～8月14日、n=4209)より。

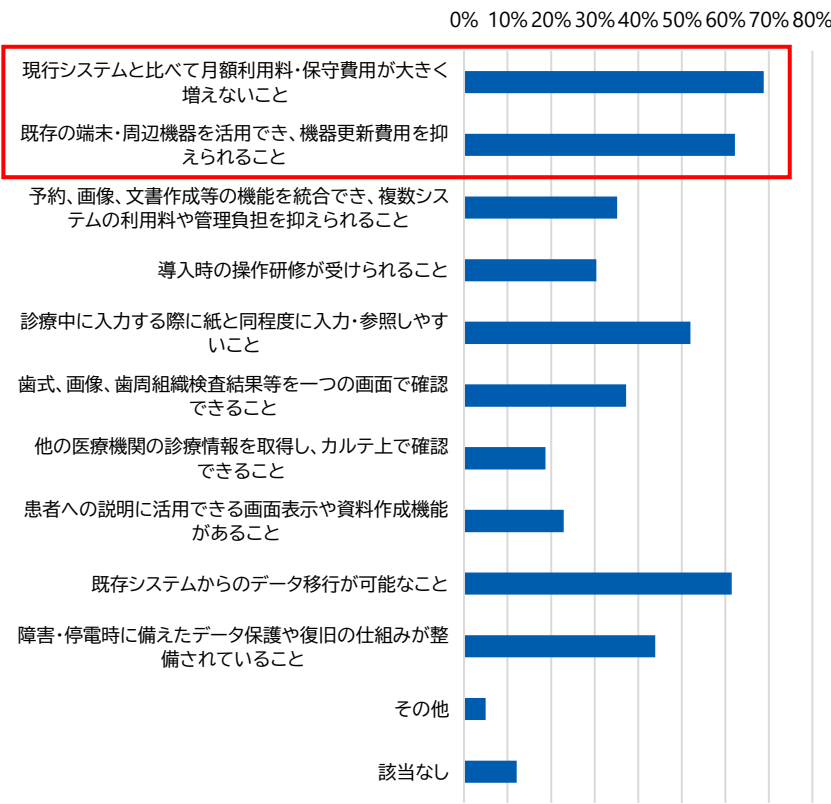
※同アンケート中、「いつ・だれが修正したかの履歴をカルテシステム内で確認することができる」と回答している場合のみを「電子カルテ」として計上。

◆電子カルテ未導入の理由は、導入・運用費用が高額という回答が多い



「歯科情報の利活用推進事業（歯科診療情報による身元確認のためのデータベースに関する検証等）に係る調査・検証事業等一式」アンケート調査結果（実施期間：2025年11月12日～12月14日、n=1048）より

◆電子カルテ未導入の歯科診療所での電子カルテ導入の動機になり得る事項としては、電子カルテ、その他周辺システムに関する費用軽減が挙げられる

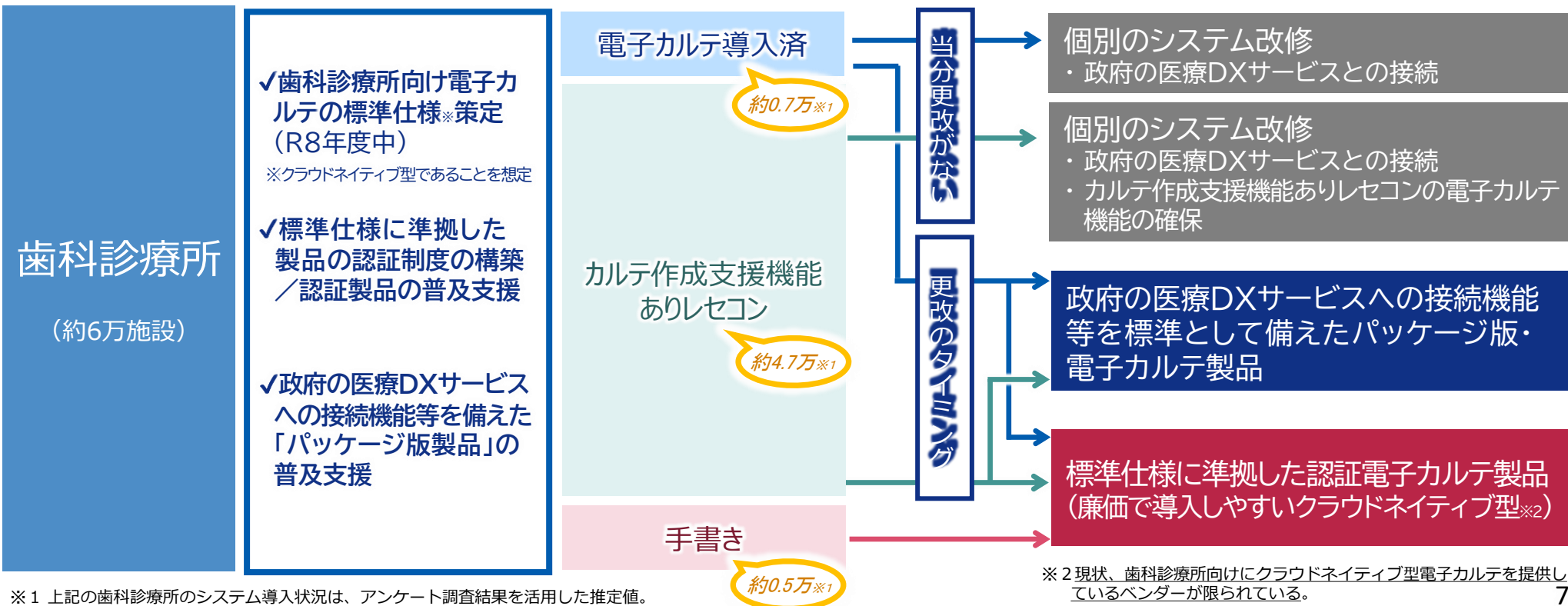


「歯科電子カルテシステムの仕様の検討及び普及に向けた調査研究等一式」事業アンケート調査結果(実施期間：2026年7月21日～8月14日、n=4209)より

歯科診療所の電子カルテシステムの普及に向けた取組の全体像

対応策

- 「電子カルテを導入している歯科診療所」、「カルテ作成支援機能ありレセコンを導入している歯科診療所」については、更改のタイミングで、
 - ・標準仕様※に準拠した認証電子カルテ製品
 - ・政府のDXサービスへの接続機能等を標準として備えたパッケージ版・電子カルテ製品への移行を推進。
更改が当分先の場合は、個別のシステム改修により、政府の医療DXサービスへの接続等を推進する。
- 「手書き紙カルテを使用している歯科診療所」については、標準仕様に準拠した認証電子カルテ製品の普及を進める。



歯科診療所向け電子カルテの標準仕様の概要

- 歯科診療所向け電子カルテの標準仕様としては、次のような事項を規定。
- 標準仕様に準拠した電子カルテについては、今後、厚生労働省が認証を行うことを想定。具体的な認証制度等については、2027年度中に検討。

	項目	主な遵守項目
機能要件	政府の医療DXサービス群の対応	次の政府の医療DXサービスに関する技術解説書等に規定された機能を有すること。 ①オンライン資格確認等システム ②電子処方箋管理サービス ③電子カルテ情報共有サービス ④クラウド型レセコンとの接続機能 ※ ②・③については、クラウド間連携が実現してから一定期間内での実装を前提に経過措置を設ける。
非機能要件	可用性	稼働率の実績が99.9%以上であること。
	セキュリティ	① ISMAP、又は、ISMS認証及びISMSクラウドセキュリティ認証を取得したものであること。 ② 第三者機関によるペネトレーションテストを実施し、脆弱性に対する適切な対策をしていること。 ③ 主要なソフトウェアについて脆弱性診断を実施し、脆弱性に対する適切な対策をしていること。 ④ システムを構成する各要素に対し、定期的にセキュリティパッチを適用すること。
	データ保管	①電子カルテの三原則である真正性・保存性・見読性が担保されていること。 ②データを日本国内で保持すること。
	バックアップ	物理的かつ論理的に隔離された別のクラウドサーバ上又は外部メディアに、定期的なバックアップを行う仕様であること。
アーキテクチャ	クラウドネイティブ/モダナイゼーション	① 電子カルテを構成する主なアプリケーションが、ガバメントクラウド対象クラウドサービスを利用したパブリッククラウド環境で稼働すること。 ② 医療機関に提供されるクラウド上で稼働する全てのアプリケーションが、SaaS型であること。 ③ 電子カルテの構成は、マルチテナント方式であること。 ④ 電子カルテを構成する全てのアプリケーションについて、個々のカスタマイズに対応不可能な仕様とすること。 ⑤ 電子カルテを構成するシステムが、GCASガイド「ガバメントクラウドにおけるモダン化の定義」に合致するものであること。
I/F	システム連携	次版以降において設定予定
	データ移行	次版以降において設定予定
その他	ガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等の各種ガイドラインの関係部分に適合するものであること。
	情報提供・公開	・ベンダーが自ら運営するWebサイト上に、電子カルテの価格(オプション機能に係る価格を含む。)を公開済であること。 ・医療機関や部門システムベンダー、移行先システムベンダーから要請があった場合は、連携に必要な事項を開示すること。

※ ガバメントクラウドを利用する場合には、上記のうち、セキュリティ要件①-③・クラウドネイティブ/モダナイゼーション要件には適合しているものとする。

1. 電子カルテの普及について
2. 歯科情報について

歯科診療に関する情報連携について

現状・課題

- 歯科診療に関する情報は、歯科医療機関間や歯科・医科の医療機関間で文書による診療情報の提供・共有が行われている。
- 第23回WGにおいて歯科診療に関する情報連携について、整理するとされたことを踏まえ、歯科における医療機関間の情報連携・共有の現状や標準化する事項等について検討を行った。
- 医科歯科連携における診療情報や検査結果の提供・共有は、以下の場合などで行われている。
 - ・ がん等の手術の前後に周術期等口腔機能管理やリハビリテーションを行う患者の回復期等口腔機能管理を行う場合
 - ・ 観血的処置等の侵襲の高い歯科治療や患者の状態を把握する必要がある有病者等の歯科治療を行う場合
- 歯科治療の情報については、専門性の高い治療が必要な場合や患者の転居などによる転院等において、歯科医療機関間で診療情報の提供・共有が行われている。
- これらの診療情報の提供・共有に関する文書作成は、診療録に記載されている内容を再度記載する必要があり、時間を要するため、電子的に共有・連携を行うことで効率的に診療を進めることが可能となると考えられる。
- また、歯科疾患の管理において、患者に対して口腔状態、治療計画、指導内容等に関する文書（紙）が提供されており、文書作成負担が大きく、また患者にとっては文書の管理が難しい状況となっている。これらの文書も、診療録の記載から転記される内容も多いため、診療情報を標準化し電子的に作成、患者へ提供できるようになると効果的・効率的な歯科医療の提供につながると考えられる。

対応案

- **文書情報**：診療情報提供書（周術期等の情報提供も含む）について、**歯科医療機関での送受信を行えるようしてはどうか。**
- **臨床情報**：医科の5情報については、全国的な運用開始当初において歯科医療機関では閲覧可能となる。**今後、5情報について歯科医療機関からの登録の必要性から検討を行ってはどうか。**さらに、傷病名は歯科の傷病名（歯種も含む。）についても検討するとともに、歯科固有の情報である各歯の修復物・補てつ物等の情報についても検討を行ってはどうか。
- **患者サマリー**：口腔の状態（各歯の傷病名・修復物・補てつ物等の情報も含む）、療養上の計画・アドバイス等の掲載について検討を行ってはどうか。
- 必要に応じて関係者のヒアリング等を実施したうえで、歯科固有の情報の共有・連携する範囲・粒度や進め方について検討した上で、**必要な項目について順次標準化（FHIRプロファイルの検討・策定等）を行うこととしてはどうか。**

歯科医療機関における文書・情報の取り扱いについて

現状

- 医科医療機関と歯科医療機関の情報連携（医科歯科連携）においては、診療情報提供書等により診療情報や検査結果の共有が行われている。
- また、歯科特有の情報については、専門性の高い治療が必要な場合や患者の転居などによる転院等において、歯科医療機関間で診療情報の提供・共有が行われている。

【ユースケース（例）】

- ・ がん等の手術の前後に周術期等口腔機能管理やリハビリテーションを行う患者の回復期等口腔機能管理を行う場合
 - ・ 観血的処置等の侵襲の高い歯科治療や患者の状態を把握する必要がある有病者等の歯科治療を行う場合
- 電子カルテ情報共有サービスにおいて、歯科医療機関では医科医療機関で登録された傷病名、検査値といった臨床情報の閲覧のみを可能としており、歯科医療機関間や医科－歯科間でやりとりされる診療情報提供書や傷病名、検査値といった臨床情報の登録、歯科特有の情報を共有する仕組みは整備されていない。

対応案

- 医科医療機関間の診療情報提供書の登録・取得・閲覧と同様に、令和9年度以降に歯科医療機関においても診療情報提供書の登録・取得・閲覧を可能としてはどうか。
- 歯科特有の情報および歯科医療機関で扱う傷病名、検査値といった臨床情報に関する技術作業班を設置し、取り扱う情報項目等について検討してはどうか。また、検討結果を踏まえ、令和10年度以降の実装を目指してはどうか。

会議の趣旨

歯科医療機関における、電子カルテ情報共有サービスの導入に係る運用および医療機関ベンダのシステムに関する課題等に関する検討を行うことを目的とする。

構成員

小野寺 哲夫	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
栗田 浩	全国病院歯科医協会 会長
藤井 一維	歯科大学学長・歯学部長会議 常置委員会委員長
野崎 一徳	大阪大学歯学部附属病院口腔医療情報部 部長・准教授 一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会 (調整中)

参考人

長島 公之	公益社団法人日本医師会 常務理事
鈴木 知礼	社会保険診療報酬支払基金 情報化推進部長

開催予定

原則、公開とし、歯科における電子カルテ情報共有サービスの稼働までに必要に応じて適宜開催予定とする。

趣旨・主な検討内容

- (1) 歯科医療機関における電子カルテ情報共有サービスで扱う臨床情報の登録の可否に関する事項。
- (2) 電子カルテ情報共有サービスにおいて共有する歯科情報とその共有対象に関する事項。
- (3) 電子カルテ情報共有サービスの運用上の課題に係る対応方法に関する事項。
- (4) その他、必要な事項

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

歯科の医療DX工程表

- 電子カルテについては、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」※¹ こととしている。歯科と医科で連携して診療に取り組むことは重要であり、歯科医療機関も含む医療情報の共有が可能となるよう、歯科医療機関においても電子カルテの普及をめざす。

(※1) 「医療DXの推進に関する工程表 2023.6.2 医療DX推進本部」より

- 歯科診療所では、次回更改時に現行のシステムから、

- ・標準仕様 ※² に準拠した認証電子カルテ製品

(※2) 標準仕様は、医科診療所と同様、クラウドネイティブ型であること、電子カルテ共有サービス等の対応を要件とすることを想定

- ・政府のDXサービスへの接続機能等を標準として備えたパッケージ版・電子カルテ製品への更改を目指す。

- 現状、カルテ作成支援機能を有するオンプレ型のレセプトコンピューターが広く普及していることを踏まえ、そのシステム改修等により政府のDXサービスに対応する標準化された電子カルテの普及につなげる。

歯科の医療DX工程表

(歯科診療所向け電子カルテの普及)

- 令和8年度中を目途に歯科診療所向けの電子カルテの標準仕様を策定し、公表する。令和9年度中から標準仕様に準拠した電子カルテの普及開始を目指す。

(電子カルテ情報共有サービスによる診療情報提供書等の共有)

- 歯科の診療情報提供書の共有について、令和9年度に電子カルテ情報共有サービスの改修を実施し、検証事業を経た上で、令和11年度から開始することを目指す。
- 歯科の医療情報等の共有については、令和8年度中にその内容を確定し、令和9年度中にシステム改修に向けた要件定義及び技術解説書の策定を行い、令和10年度から電子カルテ情報共有サービスの改修を実施する。
- そのほか、患者サマリー等の共有可能とする文書・情報については、令和8年度以降にその精査・検討を行う。

	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度～ (R12)
歯科診療所向け 標準仕様に準拠した 電子カルテ			電子カルテの普及・支援		
	標準仕様の検討・ Ver1.0策定	▼標準仕様ver1.0の公表 標準仕様準拠の 電子カルテ 開発・改修	認証	認証された電子カルテ（ver1.0）の普及	
	標準仕様ver1.0：電カル共有Sにおいて医科医療 機関の傷病名等情報が閲覧可能 標準仕様ver2.0：ver1.0に加えて診療情報提供書 の送受信可能			▼標準仕様ver2.0の公表 Ver 2.0 開発 改修	認証 認証された電子カルテ（ver2.0）への アップデート
電子カルテ情報共有サービス （歯科関係）	診療情報提供書				
	要件定義・技術解説書の策定 【検証用】	電カル共有S改修	検証事業/技術解説書の修正/ 電カル共有S改修	▼検証終了次第、開始	
	歯科情報等				
	歯科情報等の精査・検討	要件定義・技術解説書の策定 【検証用】	電カル共有S改修	検証事業/技術解説書の修正/ 電カル共有S改修	
	診療情報提供書・歯科情報等以外の文章・情報		共有可能とする文章・情報（患者サマリー等）の精査・検討 診療情報提供書・歯科情報の開発状況等を踏まえ、改修スケジュールを検討		

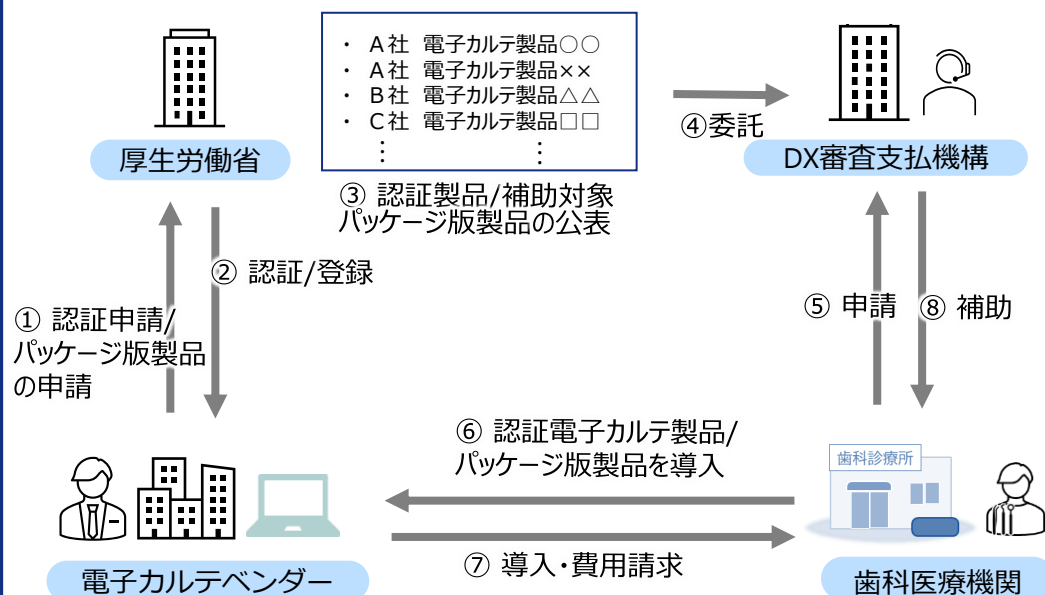
令和9年度概算要求額 54億円（一億円）（）内は前年度当初予算額

うち投資枠 54億円

1 事業の目的

本事業は、医療DXサービス群に対応し、必要なサイバーセキュリティ対策等を備えた電子カルテの歯科医療機関への導入を促進し、導入・運用コストの適正化を図ることで、全国的な医療情報共有基盤の整備を推進することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム



- ◆ 標準仕様に準拠した電子カルテ製品について審査・認証を行う。（委託）
- ◆ 認証されたクラウドネイティブ製品を導入する歯科医療機関に対して、導入等にかかる経費の一部を支援する。（1 / 2 補助）
- ◆ オンプレ型システムから認証製品への移行を推進するため、データ移行費用の一部を支援する。（1 / 2 補助、上限あり）
- ◆ パッケージ版製品を導入する医療機関に対して、導入等にかかる経費の一部を支援する。
 - ・ オンプレ型電子カルテからの場合
 - ・ カルテ記載機能のあるレセコンからの場合（一部の電子カルテ機能の実装については改修を含む）

3 実施主体等

- ◆ 厚生労働省（DX審査支払機構に委託して実施）
- ◆ 補助率：1 / 2 以内（上限あり）、委託

歯科診療に関する情報連携について

現状

- 歯科診療に関する情報は、歯科医療機関間や歯科・医科の医療機関間で文書による診療情報の提供・共有が行われている。
- 診療情報の提供・共有に必要な個々の患者の状態や診療内容、検査結果等は、診療録に記載されている内容を再度記載する必要があるため、文書の作成には時間を要することが多い。
- また、歯科診療時に行われる検査は、歯科固有の検査が大半であり、現在の電子カルテ情報共有サービスの対象となる検査の対象外である。
- これらのことから、歯科診療の情報を標準化することでより効果的・効率的な連携が可能となることが想定される。

対応案

- 歯科診療に関する情報について、医療機関間（歯科－歯科、歯科－医科）の情報連携・共有に必要な標準化すべき事項について、必要に応じて関係者のヒアリング等を実施し、整理を行うこととしてはどうか。
- 必要な事項が整理された後、それらの項目についてFHIRプロファイルの検討・策定を進めることとしてはどうか。
- また、これらについては歯科診療情報の標準化に関するWGを利活用検討会のもとに設置して検討することとしてはどうか。

(参考) 歯科情報における技術作業班の検討事項 (案)

技術作業班の検討事項 (案) および進め方は以下の通り。

検討事項		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
技術作業班の立ち上げ		委員選定	利活用WG 準備・付議						
歯科医療機関における臨床情報(傷病名を除く4情報)の登録機能の対応要否				第1回				予備	
歯科診療による傷病名の登録方針と閲覧表示レイアウトの検討				第1回					
共有すべき歯科情報の検討				第1回	第2回				
歯科情報登録に必要なプロフィールの整備	Dental Oral Tooth Existence Profile(歯の有無)				第2回		第3回		
	Dental Oral Tooth Treatment Condition Profile(現存歯の処置データ)				第2回		第3回		
	Dental Oral Missing Tooth Condition Profile(欠損歯の処置データ)				第2回		第3回		
臨床情報取得・閲覧サービスによるXML・PDFファイルの出力項目の検討					第2回		第3回		
とりまとめ									WGにて報告